

市内有料老人ホーム 管理者 様  
市内サービス付き高齢者向け住宅 管理者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正について（通知）

厚生労働省が定める有料老人ホーム設置運営標準指導指針の一部改正に伴い、名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針も一部改正しましたので、通知します。なお、当該通知は有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅にも送付しております。

1 主な改正内容

(1) 感染症発生時の業務継続ガイドラインの名称変更

業務継続計画の策定にあたって参照することとしている「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」が更新されたため、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」へ名称を変更した。

- ・ 業務継続計画の策定等（市指針 8 (5)）

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の担当者

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、特定施設生活入居者生活介護と同じく、感染対策担当者を決めておくこととした。

- ・ 衛生管理等（市指針 8 (7)）

(3) 高齢者向け住まいの紹介事業者との留意事項を明記

一部の有料老人ホームが、入居する高齢者が難病等の場合に、高齢者向け住まいの照会を行う事業者に対し、高額な紹介手数料を払っている事案が明らかになったことを踏まえ、厚生労働省と関係団体（公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会）と協議の上、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者と委託契約等を締結する場合の留意事項を定めることとした。

- ・ 入居者募集等（市指針 12 (6)）

2 本通知の施行日

令和 7 年 2 月 1 日から施行します。

3 その他

改正後の指針については、NAGOYA かいごネットに掲載しております。

**NAGOYA かいごネット「ホーム」－「事業者向けはこちら」－「有料老人ホームの届出」**

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/charge/>

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

**【施設指定担当】**

電 話 0 5 2 - 9 7 2 - 2 5 3 9

メール [a2595-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2595-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

**【居宅指導担当】**

電 話 0 5 2 - 9 5 9 - 3 0 8 7

メール [a2592-04@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2592-04@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)